

別紙

諮問第1137号

答 申

1 審査会の結論

「株式会社〇〇が東京都第二市街地整備事務所に提出した文書を東京都が収受したことがわかる収受起案文及び東京都で収受した文書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に、株式会社〇〇が東京都第二市街地整備事務所に提出した文書を東京都が収受したことがわかる収受起案文及び東京都で収受した文書（写し可）」の開示を求める請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年12月14日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

東京都第二市街地整備事務所（処分庁）集団で本件を隠ぺいし開示しないとしていることは、東京都知事は適式な審議をし、審査庁の義務を果たし開示すべき文書を適式に開示せよ。

今後東京都議会、裁判で使用を予定する重要な文書であるにもかかわらず非開示にし、審査請求人の不利益処分であることが明らかため。

イ 意見書

東京都は権利者に寄り添って相談に乗るということを知らない。審査会は東京都寄りでなく、公平な審査を行うようにしなくてはならない。

私の調査によるところ、全ての法人名が明らかにされていないのではなく、東京都と契約した業者についての契約書等は情報公開室や都市整備課等で公開されているものと思推する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

本件開示請求は、特定の法人が、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日各日付けで第二市街地整備事務所に提出した文書等の開示を求めたものである。

これらの文書等が存在しているか否かを答えることは、当該法人が処分庁に対して意思表示をしたか否か並びに第二市街地整備事務所の所管する事業において、当該法人が一定の利益又は不利益を受ける立場にあること又はあったこと及びそれらに関連する個別的な主張、申入れ等を行ったことを類推させることとなる。

意思表示や個別的な主張、申入れ等の事実が公になった場合、当該法人が何らかのトラブルを抱えているとの憶測を招きかねず、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうものと認められる。

よって、本件開示請求において、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例10条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成30年 3月12日	諮問
平成30年11月19日	実施機関から理由説明書收受
平成30年12月 6日	審査請求人より意見書收受
平成30年12月18日	新規概要説明及び審議（第195回第一部会）
平成31年 1月28日	審議（第196回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 第二市街地整備事務所の事業について

本件の実施機関である第二市街地整備事務所では、「土地区画整理事業」、「市街地再開発事業」及び「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」等、既成市街地での面整備を主に所管している。

イ 本件審査請求に係る請求文書について

本件開示請求は、「平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に、株式会社〇〇が東京都第二市街地整備事務所に提出した文書を東京都が收受したことがわかる收受起案文及び東京都で收受した文書（写し可）」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書について、その存否を答えるだけで、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づきその存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定を行った。

エ 条例の定めについて

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立

行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

オ 本件請求文書の存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求は、具体的な文書の内容は明らかにされていないものの、特定の法人が同一年の複数の特定の日付で実施機関に提出したとされる文書について、実施機関が収受した際の起案文と収受文書の開示を求めるものであり、複数の特定の日付において、特定の法人が何らかの文書を実施機関に提出していることを前提としたものとなっている。

仮に第三者が、指定する日付を変えて、このような請求を複数回行った場合、文書の有無が明らかになると、当該法人と実施機関との間で文書のやり取りがあったことが判明し、それを手掛かりに探索を行い、当該法人が実施機関との間に何らかのトラブルを抱えているという事実にとどり着く可能性がある。

また仮に、特定の法人が短期間のうちに複数回、実施機関宛てに文書を提出したという事実が存する場合、文書の具体的な内容が明らかでないとしても、それらの文書の存在が公になると、当該法人と実施機関との間に通常の事務処理とは異なる

事務処理がなされている事情がある、あるいは何らかのトラブルが発生している等が容易に推測され得る。

以上のことから、本件請求文書の存否に関する情報は、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものであると認められることから、条例7条3号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条3号に該当する非開示情報を開示することとなると認められるので、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかんを問わず開示請求を認める制度であることから、決定の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであって、たとえ審査請求人が自身の提出したと主張する文書に係る内容について開示を請求したとしても、決定の結論を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも